平成２３年（フ）第１３２５号
東京都町田市南成瀬７丁目20番地７センチュリーハイツ町田13―304
債務者　木村百合子
1　決定年月日時　平成23年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月21日まで
5　免責審尋期日　平成23年12月21日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第１３２８号
東京都八王子市中野山王２丁目12番21―205号
債務者　田島　和典
1　決定年月日時　平成23年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月21日まで
5　免責審尋期日　平成23年12月21日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第４１号
島根県益田市本町４番15号、前住所島根県益田市染羽町２番29号県営団地染羽１号棟121号
債務者　南海　　剛
1　決定年月日時　平成23年10月20日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月22日まで
5　免責審尋期日　平成23年12月22日午後１時15分
松江地方裁判所益田支部

平成２３年（フ）第１２４９号
東京都八王子市打越町663番地メゾン・アフロディーテ203号
債務者　深堀　　信
1　決定年月日時　平成23年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月６日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月６日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第１２５０号
東京都八王子市打越町663番地メゾン・アフロディーテ203号
債務者　深堀　晴美
1　決定年月日時　平成23年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月６日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月６日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第１４５３５号
東京都調布市国領町１丁目４―22―202
債務者　久保　美子
1　決定年月日時　平成23年10月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月10日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月10日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１４６９５号
東京都福生市大字熊川990―７―101
債務者　我妻　　栄
1　決定年月日時　平成23年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月10日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月10日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１３４９号
東京都立川市一番町４丁目62番地の３市営一番町北住宅310号
債務者　藤枝　吉照
1　決定年月日時　平成23年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月18日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月18日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

破産手続廃止

平成２２年（フ）第８８号
東京都大田区蒲田４丁目15番12号
破産者　野本運送株式会社
1　決定年月日　平成23年10月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所木更津支部

平成２３年（フ）第８９号
千葉県君津市北久保２丁目７番２号
破産者　有限会社田浦電化
1　決定年月日　平成23年10月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所木更津支部

平成２３年（フ）第６２７号
神戸市灘区八幡町３丁目６番17号　306
破産者　亡伊藤都美子相続財産
1　決定年月日　平成23年10月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第２００号
茨城県つくば市桜１丁目18―２
破産者　つくばブレーンズ株式会社
1　決定年月日　平成23年10月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２３年（フ）第３３７４号
東京都渋谷区渋谷３丁目26番16号
破産者　株式会社クルーグリット
1　決定年月日　平成23年10月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第８６３６号
埼玉県川口市安行吉岡1355番地の43
破産者　及川　尚三
1　決定年月日　平成23年10月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第８３５号
名古屋市西区比良３丁目70番地
破産者　有限会社和光産業
1　決定年月日　平成23年10月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第８８１号
名古屋市瑞穂区松園町２丁目36番地
破産者　有限会社スズキティアンドアール
1　決定年月日　平成23年10月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１７４１号
名古屋市千種区鹿子町２丁目１番地　ハイツ鹿の子103号、商業登記簿上の本店所在地名古屋市守山区大森１丁目2907番地
破産者　有限会社アトリエｙｏｕ
1　決定年月日　平成23年10月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第２９号
三重県松阪市駅部田町123番地３
破産者　岡田　昭彦
1　決定年月日　平成23年10月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所松阪支部

平成２３年（フ）第６２号
三重県松阪市京町一区27番地４
破産者　藤村　実穂
1　決定年月日　平成23年10月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所松阪支部